

ふるさと住民登録制度  
モニター実証事業実施要領  
(モニター向け)

令和8年8月

総務省地域力創造グループ  
ふるさと住民登録制度推進室

## 「ふるさと住民登録制度 モニター実証事業」に係るモニターについて

| 項目     | 内容                                                                                                                                                                                                  |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名    | ふるさと住民登録制度 モニター実証事業（所管省庁：総務省）                                                                                                                                                                       |
| 実証期間   | 2026 年 10 月 16 日（予定）～ 12 月 18 日（予定）                                                                                                                                                                 |
| 本事業の目的 | ふるさと住民登録制度の本格運用に先立って行う実証です。本実証事業に参画する自治体（以下「実証自治体」という。）の取組の改善や、開発中のふるさと住民アプリの利便性向上等を目的としています。<br>モニターには、試用版アプリを利用して、情報検索や担い手活動等を体験した上で、実証自治体の取組（情報発信、担い手活動やサポート施策等）やアプリの使用感等に関するアンケート調査に回答していただきます。 |
| 事務局    | 株式会社カヤック                                                                                                                                                                                            |

本資料は全実証自治体共通の内容です。お申込み先・方法等については、モニター募集を行っている実証自治体からのご連絡を併せてご確認ください。

### 1. ふるさと住民登録制度とは

ふるさと住民登録制度（以下「本制度」という。）は、住所地以外の地域に継続的に関わる「関係人口」を可視化し、地域の担い手確保や活性化につなげることを目的とする制度です。令和 8 年度中に制度を開始することができるよう、総務省において全国の自治体とともに制度設計等の準備を進めているものです。

本制度では、スマートフォンのアプリを用いて継続的に関わる自治体を登録していただくと、ご当地ニュースやイベント・担い手募集情報など、その自治体ならではの情報に触れることができ、そうした情報を基に実際に現地を訪れ、担い手活動への参加等を通じて、地域との関わりを深めていくことができる仕組みを目指しています。

なお、「登録」には、「ベーシック登録」と「プレミアム登録」という 2 段階を設けることとしております。

#### ■ ベーシック登録

登録を行うことで、登録先の自治体が発信する様々な情報を閲覧することができます。

#### ■ プレミアム登録

ベーシック登録先の自治体で、その自治体が指定する担い手活動に年 3 回以上（※）参加していただくと登録が可能となるもので、自治体から地域での活動等に必要サポートを受けることができるものです。

（※）自治体によっては、「年 3 回の担い手活動」という要件に加え、追加で要件を設定する場合があります。

（参考）ふるさと住民登録制度ナビ <https://www.soumu.go.jp/furusatojuumin/>

## 2. モニターとは

モニターとは、満 **18 歳** 以上で、「モニター実証事業への参加に係る同意事項」に同意し、「試用版アプリを使用し、実証自治体の発信情報・担い手活動やアプリの利便性等に関して改善のための意見を回答する方」です。

本制度の趣旨・目的を理解し、総務省や実証自治体とともに本制度の改善等に積極的に協力していただく方を対象としています。モニターとしての実証参加に伴う謝礼や特典等のご用意はございませんので、あらかじめご了承ください。

このほか、実証自治体において、モニターの申込みについて追加で要件を設ける場合がございますので、モニター募集を行っている実証自治体からのご連絡を併せてご確認ください。

なお、試用版アプリを実際にご利用される際には、別途アプリ内でご提示予定の「ふるさと住民アプリ（試用版）利用規約（仮称）」に同意していただく必要があります。

また、本実証は、制度開始に先立ち行うものであり、この中で行われるベーシック登録・プレミアム登録は、制度上の正式な登録ではありません。そのため、実証期間が終了すると登録情報は削除され、制度開始後の正式版アプリへ引き継がれることはありませんので、ご注意ください。

## 3. モニターの協力事項

| # | 協力事項                                                                                               | 必須／任意   |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 1 | アプリの登録と利用                                                                                          | 必須      |
| 2 | アンケートへの回答（全 4 回・1 回 2～5 分程度を想定）（※ 1）<br>実証自治体の発信記事については、「面白い」、「わかりやすい」など思ったものに対してアプリ内の「いいね」ボタンでも評価 | 必須      |
| 3 | 担い手活動への参加                                                                                          | 推奨（※ 2） |

※ 1 モニターにご参加いただいた方の中から、事務局よりヒアリングへのご協力をお願いする場合があります(対象は数名を想定)。

※ 2 原則として必須ではありませんが、ご協力いただける範囲で積極的な参加をお願いします。なお、担い手活動の参加条件等の詳細は、担い手活動を募集する実証自治体へご確認ください。

## 4. 全体の流れとスケジュール（変更となる場合があります）

【1】 募集案内・申込み 実証自治体からの募集案内の確認。同意事項への同意及び申込み  
(8 月下旬～9 月上旬)

↓

【2】 モニター決定 実証自治体によるモニター決定 ※定員超過時は抽選等（9 月中旬まで）

↓

【3】 招待メール    アプリの招待メールが届きます（10月中旬）

↓

【4】 アプリ操作確認    アプリ操作方法のご案内（【3】と同時期を予定）

↓

【5】 アプリの登録    ①インストール → ②アカウント作成 → ③ベーシック登録

↓

【6】 ご利用開始    アプリ内の記事を読む、担い手活動に参加する等（10月16日（予定）～）

↓

【7】 アンケート    全4回。ご登録いただいたメールアドレス宛にご案内します

↓

【8】 ご利用終了    12月18日（予定）

## 5. 各ステップの詳細案内（特にご注意いただきたい点）

【1】 募集案内・申込み    実証自治体からの募集案内の確認。同意事項への同意及び申込み

実証自治体からの募集案内に従ってお申込みください。お申込みに当たっては別紙「モニター実証事業への参加に係る同意事項」への同意が必須となります。

また、試用版アプリの招待メールをお送りするため、普段お使いのアドレスを正しくご登録ください。メールアドレスに誤りがあると招待メールが届きません。

| 端末      | ご記入いただくメールアドレス          |
|---------|-------------------------|
| iPhone  | Apple ID に登録しているメールアドレス |
| Android | Google アカウント のメールアドレス   |

なお、試用版アプリの対応 OS は、以下のとおりです。

| 端末      | 対応 OS        |
|---------|--------------|
| iPhone  | iOS18、26     |
| Android | Android15、16 |

（※）iPad では利用することができません。

【2】 モニター決定    実証自治体によるモニター決定    ※定員超過時は抽選等

申込み内容を確認し、実証自治体にてモニターを決定します。モニターに決定した方への連絡は申込み先の実証自治体から行います。なお、定員を超える申込みがあった場合は抽選等の実証自治体が定める方法でモニターを決定します。

**【3】 招待メール** アプリの招待メールが届きます（10月中旬）

システム開発事業者（株式会社 NTT データ）から、申込みの際にご登録いただいたメールアドレスにアプリのダウンロードのための招待メールが届きます。10月16日（予定）を過ぎても届かない場合は、迷惑メールフォルダをご確認の上で、事務局へお問合せください。

**【4】 アプリ操作確認** アプリ操作方法のご案内（【3】と同時期を予定）

アプリの登録手順や操作方法を解説した動画・マニュアルのリンクを事務局からお送りいたします（「招待メール」とは別のお届けとなります）。メールが届きましたら、当該リンクから解説をご確認のうえ、アプリの登録・操作をお進めください。10月16日（予定）を過ぎても届かない場合は、迷惑メールフォルダをご確認の上で、事務局へお問合せください。

なお、試用版アプリを実際にご利用される際には、別途アプリ内でご提示予定の「ふるさと住民アプリ（試用版）利用規約（仮称）」に同意していただく必要があります。

**【7】 アンケート** 全4回。ご登録いただいたメールアドレス宛にご案内します

- 第1回（10月下旬）：アプリの使用感について
- 第2回（10月下旬）：自治体からの情報発信について
- 第3回（11月予定）：担い手活動について
- 第4回（12月予定）：全体について

アンケートへの回答はモニターの必須条件ですので、必ずご回答ください。未回答の方には、事務局等からリマインドのメールをお送りします。

なお、ご回答いただいた内容を用いて分析等の処理や分析結果を公表することも想定しておりますが、ご回答いただいた個人が特定される形で公表することはありません。

## 6. よくあるご質問

**Q. 費用はかかりますか。**

A. 試用版アプリの利用は無料です。ただし、**通信料はご自身の負担**となります。

また、担い手活動に参加する場合にかかる交通費等の必要経費についても原則ご自身の負担となります（実証自治体から支援が提供される場合があります）。

**Q. モニターは実証事業への参加申込を行った実証自治体に対してのみ、ベーシック登録や、担い手活動の参加、プレミアム登録等を行うことができるのでしょうか。**

- A. 実証事業への参加申込を行った実証自治体のみならず、ほかの実証自治体に対しても、ベーシック登録や担い手活動への参加、プレミアム登録等を行うことができます。

本実証事業ではふるさと住民登録制度をより効果的なものとして開始することができるよう、ほかの実証自治体の取組についても評価していただくことを想定しています。

- Q. 実証期間にベーシック登録やプレミアム登録者になれば、実証終了後も登録者として扱われますか。

- A. いいえ。本実証は、制度開始に先立ち行うものであり、この中で行われる登録は正式な制度上の登録ではありません。そのため、実証期間が終了すると、アプリを使用できなくなり、登録情報が正式版アプリへ引き継がれることはありません。

- Q. 実証が終わったらアプリはどうなりますか。

- A. 試用版アプリのため、実証期間が終了すると、ご利用いただけなくなります。

なお、正式版アプリへのデータの直接引き継ぎは行われません。ただし、担い手活動への参加実績については、実証自治体が別途記録・管理する場合は、制度開始後にプレミアム登録に必要な担い手活動の実績として取り扱うことが可能です。

- Q. モニターを途中で辞める場合はどうしたら良いですか。

- A. モニターを途中で辞退する場合やアプリの利用を中止する場合は、必ず事前にモニター申込みを行った実証自治体のご担当者へご連絡ください。ご自身でアプリのアカウントを削除しないでください。

- Q. アプリの操作が分からないときはどうしたら良いですか。

- A. 事務局の問い合わせ窓口へお問い合わせください（連絡先は 7.お問い合わせ先）。

なお、今後事務局において FAQ ページを用意する予定ですので、そちらも併せてご確認ください。なお、当該 FAQ ページは実証開始までにご案内します。

## 7. お問い合わせ先

| 内容                       | 窓口                             |
|--------------------------|--------------------------------|
| アプリの操作・ダウンロードについて        | 事務局の問い合わせ窓口（Zendesk）<br>※別途ご案内 |
| モニター登録に関する事              | モニター申込みを行った実証自治体               |
| アプリ内の情報発信や担い手活動の募集等に関する事 | 当該情報発信等を行っている実証自治体             |

Zendesk ... 問い合わせ管理システム。お問い合わせを一件ずつ記録・追跡するツールです。